

ウェーバー社会理論における物象化概念の位置

——ウェーバー行為論の再検討へ向けて——

鈴木 宗 徳

社会科学の理論史をひもとくとき、マックス・ウェーバーの遺した膨大な著作、特にその中心的な概念である「合理化(Rationalisierung)」をめぐる議論を無視して通るわけにはいかない。彼の合理化論の内容をめぐる議論は現在も盛んであるが、その中でも特にウェーバー自身が特定の文脈において明らかに「合理化」と意味を重ねて用いている「物象化(Versachlichung)」⁽¹⁾概念に着目して論じた研究は既に数多くある。筆者はこれら先行研究の成果を踏まえつつ、未だ「ウェーバー物象化論」の全体像は把握されていないとの観点に立ち、ウェーバー社会学のそれぞれの研究領域を有機的に関連させかつその全体を包括的に捉える視座として、彼の物象化論を再構成することを本論文の課題としたい。

本研究はさらに、ウェーバーの社会学方法論の支柱たる理解社会学および行為類型論を批判的に再検討するという大目標のための準備作業という意味を持つ。これに続く論文において彼の行為論における物象化論の占める位置の重要性が論証されるであろう。本稿では紙幅の都合でそこまで論を展開させることはできないが、ウェーバー理解における「物象化」概念の重要性を余すところなく提示することを目指す。

1 諸範疇について

まず『経済と社会』の「宗教社会学」章から引用しよう。

「……生活態度の規律化と方法論、これが「西洋

の世俗内的禁欲の「明らかな目標であり、また『天職人 (Berufsmensch)』がその典型的な代表者である。そして社会的諸関係の合理的な物象化 (Ver-sachlichung) およびゲゼルシャフト形成 (Vergesellschaftung)」、これらが世界の他のあらゆる宗教性と対照をなす西洋の世俗内的禁欲の特殊な成果なのである。」[WuG. S. 337]⁽²⁾

『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(以下『倫理』論文と略記す)の課題としたテーマは、資本主義経済が勃興する際の精神的な起動力となった「資本主義の精神」と、禁欲的プロテスタンティズムの宗教性との親和関係を論証することにあった。従ってここではプロテスタンティズムの倫理は、資本主義の精神との関連において、また現実の資本主義経済との関連において問題とされていたはずである。ところがこの箇所では明らかに事情は異なり、それは他の世界宗教との比較において唯一「物象化」および「ゲゼルシャフト形成」を導き得た経済倫理としてその意義を与えられている。『経済と社会』等の著作において度々用いられる「物象化」および「ゲゼルシャフト形成」なる概念とは、いかなる

意味を込めて用いられているのであろうか。筆者はまさにこの両概念こそ、西洋の近代化において「普遍的意義」を与えられる「合理化」過程の、最も重要な側面を示すものであると考えている。とりわけ「ゲゼルシャフト形成」なる概念は、『経済と社会』第二部を貫く重要なテーマの一つと言っても差し支えなく、[WuG. S. 196]。

ウェーバーによるゲゼルシャフト・ゲマインシャフト両範疇の定義は『理解社会学のカテゴリー』(一九一三)と『社会学の根本概念』(現行版『経済と社会』冒頭、遺稿)との間に差異がみられる。『経済と社会』の他の箇所との比較を行う場合、その編集上の問題⁽³⁾との関連で、いずれの定義を採用して理解するかが問題となろう。しかしここでは、ウェーバー自身がある時期両範疇の意味内容にかなりの幅を持たせ、あるいはまた流動的に用いているという仮説に立ち、子細にわたる議論は省略して大きな流れに沿って論を進めたいと思う。

まず「理解社会学のカテゴリー」によれば、両範疇は「行為」概念として把握される。「ゲイマンシャフト行為 (Gemeinschaftshandeln)」とは「主観的に他の人間の

行動へ意味のうえで関係づけられている」[WL. S. 441] 行為と定義される。『根本概念』ではこの範疇は失われ、代わってこれに当たるものとして「社会的行為 (soziales Handeln)」なる範疇が示される。一方「ゲゼルシャフト (関係的) 行為 (vergesellschaftetes Handeln, Gesellschaftshandeln)」は『理解社会学のカテゴリー』によればゲマインシャフト行為のなかでも、特に「制定された」秩序に基づいて立てられた予想」[WL. S. 442] に意味の上で準拠している、等の要件を備えた行為とされる。ここではゲゼルシャフト行為は、ゲマインシャフト行為のうちの一つの類型、すなわちその下位概念として定義されている。この定義を採用する形として、『経済と社会的諸秩序』章では「制定秩序がますます関与するというのは——(中略)——あの合理化とゲゼルシャフト形成の過程における、特に特徴的な一要素にすぎない」[WuG. S. 196] とある。とりあえずゲゼルシャフト形成とは制定秩序(つまりは法と慣習律)の関与が増大することと考えられるが、またそのみでは把握しきれない事柄であることも銘記しておこう。

ところが、『根本概念』では両範疇に全く新たな定義

が与えられている。それは「ゲマインシャフト関係/ゲゼルシャフト関係」という社会的関係の類型の形で提示される。ゲマインシャフト関係 (Vergemeinschaftung) とは社会的行為の定位が「関与者の主観的に感じられた(情動的あるいは伝統的な) 共属感に基づく」社会的関係とされ、一方ゲゼルシャフト関係 (Vergesellschaftung) とは「社会的行為の定位が、合理的(価値合理的)の或いは目的合理的) な動機による利害の均衡や利害の一致に基づく」社会的関係 [WuG. S. 21] とされる。この箇所の記述は明らかに同論文にある行為の四つの類型(目的合理的、価値合理的、情動的、伝統的) [S. 12] の内容と相即している。

ゲマインシャフト関係の純粹類型は「家共同体」であり、その他には「聖霊による同胞教団 (Brüdergemeinde)」、恋愛関係、恭順関係 (Pietätsverhältnis)、『国民』共同体、戦友として結束した部隊」が挙げられる。一方、ゲゼルシャフト関係の純粹類型の記述は以下のとおりである。

「(a) 市場における、自由な協定による (paktiert) 厳密に目的合理的な交換。つまり利害関係者間の対

立しあうが補足しあう現実的な妥協である。——(b) 自由な協定による純粋な目的結社 (Zweckverein)。つまり意図と手段に従って成員の物象的な (sachlich) (経済などの) 利害の追求を純粋に目指す、持続的行為の協定である。——(c) 価値合理的動機による心情結社 (Gesinnungsverein)。つまりエモーションナルな情動的な利害を保つことを度外視し、ただ『ザック』に奉仕しようとする (nur der "Sache" dienen will) 合理的セクテである。(もちろん特殊な場合でなければこれが純粋類型として現れることはない。)[S. 22]

(b) 及び (c) にある「結社 (Verein)」とは「アンシュタルト (Anstalt)」の対概念であり、両者は「合理的 (計画的) 制定秩序を有する」団体であるが、ただその秩序が「協定 (Vereinbarung)」によるものであるか、「授与 (Oktroyierung)」によるものであるかが両者を分かつ指標となる。上記引用箇所では「結社」の側面しか述べられていないが、別の箇所には「ゲゼルシャフト関係の制定秩序は、自由な協定によって成立することもあり、授与および服従によって成立することもある。」[S. 27]

とある。ゲゼルシャフト関係はアンシュタルト的な契機、すなわち授与と服従という要素をも含むのである。アンシュタルトの典型は「国家」と「教会」であるが、これらは「政治団体」という性格を持つ。すなわち秩序の実施を目的とした「行政スタッフ」を持ち、かつそこでは行政スタッフが強制の使用を独占しているという状態にある [S. 29]。さらに両者は「経営団体」、すなわち「持続的な目的的行為を営む行政スタッフを有する」[S. 28] ゲゼルシャフト関係でもある。ここでウェーバーが「経営」概念をわざわざもちだすのは明らかに国家や教会の (近代的な) 私企業との共通性、つまり両者をもつ永続性と専門性との照準を合わせるための戦略に他ならない。

さて以下では、上に引用したゲゼルシャフト関係の三つの純粋類型を一つ一つ検討する。まず、「(a) 市場における『交換』におけるゲゼルシャフト形成の様相について考察しよう。

2 市場における交換と物象化

現行第五版『経済と社会』の第二部・第六章は「市場

ゲゼルシャフト関係(Die Marktgesellschaftung)(未完)」と題されている。この表題は編纂者・ヴィンケルマンによるもので⁽⁵⁾、この章には「市場ゲマインシャフト関係(Marktergemeinschaft)」なる語はあるものの、表題の「市場ゲゼルシャフト関係」はみあたらない。

ここでの諸範疇の使用の仕方は『理解社会学のカテゴリー』に従っていると考えられ、ここでは「市場」における交換は、ゲゼルシャフト行為とは区別された(つまりゲマインシャフト行為の一つである)「諒解行為(Einverständnishandeln)」と特に規定されている[W.L. S. 456]。のちに『根本概念』においては全く失われるこの「諒解」なる範疇は、不特定の第三者の行為を予想することによって行為が成り立ち、その結果、協定された秩序を欠くにもかかわらず行為が秩序に準拠している「かのように」経過するという状態のことである。例として特に貨幣による交換(市場ゲマインシャフト)と言語ゲマインシャフトが挙げられる。市場をゲゼルシャフト関係とするヴィンケルマンによる表題は、この時点でのウェーバーの意図を汲んでいない。本第六章の内容を、

『理解社会学のカテゴリー』における「諒解」に関する記述と比較して検討することにしよう。本章には以下のような記述がある。

「貨幣の使用によるゲマインシャフト関係は、合理的に協定あるいは授与された秩序によるいずれのゲゼルシャフト関係にとってもその特徴的な対極にある。貨幣は、市場と支払いにおける現実的・潜在的利害関係者の物的利害関係によってゲマインシャフト関係を成すはたらきを持ち、その結果として、いわゆる貨幣経済は、充分に発達すると特殊な性質をもち、合目的に造り出された秩序であるかのような状態となる。」[WuG. S. 382]

『理解社会学のカテゴリー』における「交換」の説明はきわめて理解の困難な箇所の一つである。個々の交換それだけで考えた場合、交換それ自体は、財の引き渡しとその後の占有および自由な処分とを互いに「協定」するものである。この限りで交換は協定された秩序であり、ゲゼルシャフト関係であるとされる[W.L. S. 450f.]。ところがその直後の箇所で、交換行為が、ゲゼルシャフト関係の理念型であるところの、協定された秩序をもつ

「目的結社」とは特に区別されるものであるとの説明がなされる。その根拠は、交換「行為」が交換当事者たち自身の行為への予想にのみ相互に準拠して行われるのではなく、「現実的・潜在的な貨幣所持者、貨幣希求者、貨幣交換志望者の将来の行為」への予想にも準拠しているから、というものである。貨幣による交換が制定秩序への準拠ではないにもかかわらず、そうである「かのような」形をとるにはこのためであるとされる。こうした意味で交換行為は「諒解行為」という「単なる『ゲマインシャフト行為』」なのである。『理解社会学のカテゴリー』で市場があくまで「市場ゲマインシャフト」と呼ばれるのも、上の引用箇所制定秩序との対比で「貨幣の使用によるゲマインシャフト関係」が語られるのも、このような説明を反映してこのとだろう。

ところがきわめて興味深いのは、『根本概念』ではこうした「諒解」の説明が一切失われるとともに、新たに定義される「ゲマインシャフト関係」の中には交換に関する説明が全く現れず、既に述べたとおりゲゼルシャフト関係の類型(a)としてその筆頭に挙げられていることである。しかも『理解社会学のカテゴリー』にあった交換

行為と目的結社との区別は後景に退き、類型(a)、(b)として併置される。(蛇足ながら、論文「社会学・経済学における『価値自由』の意味」において、草案(一九一三)には市場での合理的行為を「ゲマインシャフト行為」とする記述がみられるが、この部分は雑誌発表(一九一七)⁽⁶⁾にあたってそっくり削除されている。この点は見逃せないであろう。)『理解社会学のカテゴリー』から「根本概念」へ至る過程でのこうした変化はどのように説明できるであろうか。問題は類型(a)と類型(b)との性格の異同である。第六章からの引用を続けよう。

「これはまさに、以下の事柄の帰結である。市場ゲマインシャフト内部では、交換行為、特に貨幣による交換行為は孤立して相手の行為に準拠するものではなく、より合理的に考えられるほど、ますます潜在的に交換に利害をもつ者すべての行為に準拠するようになるものである。市場ゲマインシャフトそれ自体は、人間が互いに関係する実際の生活の関係で、最も脱個人的な(unpersönlich)ものである。

——(中略)——これは、市場が特殊に物象的に(sachlich)ただ交換財に対する利害に準拠するか

らである。市場がその固有法則性(Eigengesetzlichkeit)に身を任せるところ、それはザッへのみを顧慮し(nur Ansehen der Sache)、「個人や(kein Ansehen der Person,……)同胞性義務と恭順義務(Brüderlichkeits- und Pietätspflichten)」「個人的(Personlich)ゲマンシャフトに支えられた自然のままの人間関係を顧慮しないのである。これから全てはありのままの市場ゲマンシャフト関係の自由な発展の妨げとなり、一方市場ゲマンシャフト関係の固有の利害関係は、これら全てにとっては特殊な試練となるものである。」

この箇所から、『根本概念』に至る過程で、市場ゲマンシャフト関係がゲマンシャフト関係でなくなる理由が解されよう。ここで「個人的ゲマンシャフトに支えられた関係」と呼ばれているものは、『根本概念』でいうところのゲマンシャフト関係そのものである。『同胞』や「恭順」の語がそれを示している。つまりこの箇所にある個人的ゲマンシャフトと市場との対比は、『根本概念』におけるゲマンシャフト関係とゲゼルシャフト関係との対比に相即した内容となっている。ゲゼ

ルシャフト関係の類型(b)目的結社での「物象的な(sachlich) 利害を純粹に目指す……」や類型(c)心情結社での「ただ『ザッへ(Sache)』に奉仕しようとする……」との記述は、市場について言及した「物象的にただ交換財に対する利害に準拠する……」や「ザッへのみを顧慮し……」との記述と同列に扱ってよい内容といえよう。ウェーバーの関心は『根本概念』に至る過程で、社会的諸関係を、行為における制定秩序への準拠如何ではなく、「個人(Person)」を顧慮するか「ザッへ(Sache)」を顧慮するか、という基準に従って整序するという方向へ動いている。そして前者から後者への移行が「広義の」「ゲゼルシャフト形成」であり、「物象化」であるといえよう。⁽⁷⁾ 引用箇所は以下の様に続く。「こうした完全な物象化は、——(中略)——あらゆる自然のままの人間関係の構造に抵抗する。『自由な』市場 すなわち倫理的な規範に束縛されない市場は、利害の布置連関および独占状態を利用し尽くし、駆け引きを行うものであって、同胞(Bröder)間ではあらゆる倫理がこれを退けるものとされる。」

このように、『根本概念』の範疇構成において、物象

化されているか否かが事実上の区別の上でのメルクマルとなっていることに筆者が注目するのは、幾つかの理由がある。第一に、後期ウェーバーの関心がまさに「物象化」をめぐる諸問題へ向かっていったという可能性。第二に『理解社会学カテゴリー』と『経済と社会』第二部における概念の錯綜の理由がこうした関心上的変化と関係しているという可能性。そして第三に、——これが最も重要な点であるが——もし『根本概念』における「ゲゼルシャフト関係/ゲマインシャフト関係」の対比が物象化如何を問題化するものであるなら、この図式と相則している「合理的行為/非合理的行為」の二分法もこの問題と関係しているのではないか、という点である。これに関しては詳しい考察の機会を別稿にゆずることにする。さらに「ザッヘ (Sache)」と「個人 (Person)」¹⁾「物象的な (sachlich)」関係と「個人的な (persönlich)」関係という対比が、以下の考察で重要な意味をもつことも確認しておこう。

さて、こうした「物象的な」性格をもつ交換とは、原始的にはあくまで「家共同体」や「近隣共同体 (Nachbarschaftsgemeinschaft)」[vgl. WuG. S. 215ff.] 等

「個人的なゲマインシャフト」の外部で行われていたものにすぎない。例えば未開諸部族に見られる「沈黙交換」[WuG. S. 192, 383, 402] がそれである。決められた場所に双方が商品を置いてゆき、その量が双方の利益に合致すれば交換が成立する、というものである。「個人的接触を避けて行われる」この交換は、「個人的な同胞関係への対立を極端に表現するもの」とされる。つまりいわゆる「二重倫理」の状態の下で行われる [WuG. S. 303f.] のである。家共同体は「個人的な恭順関係 (persönliche Pietätsbeziehung)」[WuG. S. 214] に基づき家共産主義を展開するが、そこでは内部に向かっては一切の営利が排除され (対内道徳)、また外部に対しては無制約な営利衝動が発動される (対外道徳)。

こうした始原的な二重倫理が突破される原因として、「計算性」なる要素が伝統的な諸共同体内部へ浸透し、恭順関係を破壊したことが挙げられる。すなわち個別的な私有財産制の浸透により家共産主義は終わりを迎え、家の機能が消費に局限してゆく。これらは特に貨幣経済という基盤の上で進行する。貨幣は交換における個人的接触を分離するとともに、貨幣計算による行為の「計算

合理性」[WG. S. 5]の前提をなすという意義をもつ。貨幣は客観的な計算可能性に基づく間接的交換の発展を通じて、個々人の欲求を自由に充足させる可能性を切り開いた[WuG. S. 277]。ところが一方でこれらは「形式合理性」(≡計算可能性)の進展を意味している。形式合理性の進展は、例えば「労働者を企業家の支配の下に隷属させることによってのみ可能になる」という実質非合理性を示す、という帰結をもたらすのである[WuG. S. 78]。

さて、家共産主義の崩壊と家支配の衰退に従い、これに代わる役割を担うようになるのがゲゼルシャフト関係である営利経営である。特に、家と「経営」或いは「職業(Beruf)」とが単に場所的に分離するようになるだけではなく、決定的なのはこの分離が簿記の上で行われるということであるとされる[WG. S. 7]。簿記の発達⁽⁸⁾は計算可能性(さらには形式合理性)の発達と軌を一にしているが、これは家支配の衰退、すなわち恭順関係の破壊がその論理的前提となっているのである。ウェーバーは『宗教社会学論集』の「序言」で、「持続的かつ合理的な経営」を特徴とする近代資本主義の発展要因とし

て「家計と経営の分離」と「合理的な簿記」をまず挙げている(さらにこれに「資本主義的な労働組織」が加えられるのだが)[RSI. S. 8]。これらは相互に関連しつつ、社会的諸関係をゲゼルシャフト形成という方向へと向かわしめる力でもあったのである[WuG. S. 229]。さらに持続的な資本主義的営利経営の家共同体からの分離は、「支配」において官僚制的官職が「職業(Beruf)」として私生活から分離し、そこでの物的獲得手段が官吏の私的営利、私有財産から分離することの平行現象とされる[ibid.]。物的獲得手段の占有は、「指導的地位の占有」をも意味する[WG. S. 15]のであり、家計と経営との分離は「支配」の問題と直結した事柄なのである。

3 支配の社会学と物象化

ウェーバーの官僚制的支配構造の分析は、その支配の特質が近代的な資本主義的営利経営にもそのまま当てはまる事、特に「経営」がもつ組織内部の支配―服従関係そのものの公的官僚制との類似性を度々示唆している[WuG. S. 477]。やがて『経済と社会』の「支配の社会

学」章や「支配の諸類型」章の論稿には、官僚制的支配を「物象的な (sachlich)」 「脱個人的な (unpersönlich)」 関係であるとする表現が度々見られる。これらの語の意味は、便宜的に二つの場合に分けて考えることができるだろう。まず第一にそれは官僚行政のもつ形式合理性、あるいは計算可能性に基づく処理方法を指して用いられる。

『物象的な』処理とは、何よりもまず計算可能な規則に従って『個人を顧慮することなく (ohne Ansehen der Person)』処理することを意味するのである。[WuG. S. 562]

こうした支配をウェーバーは「脱個人性 (Unpersönlichkeit) の支配」と呼ぶ。ここで言われている “ohne Ansehen der Person” とは、市場および経済的利益追求における『合言葉』でもある」とされており、前掲引用箇所を念頭においているのは明らかである。ここでの「物象化」は、まったく経済的な局面とのアナロジーで語られているのである。また、こうした官僚行政の形式的合理化、平準化は、「具体的場合、具体的 Person に準拠」して「実質的『正義』」をもって要求を掲げた

ときに、「官僚制的行政の形式主義および規則に縛られた冷たい『物象性 (Sachlichkeit)』と不可避免的に衝突」 [WuG. S. 565] するという事態となる。

こうした叙述に見られる支配の「物象化」の形態は、いわば官僚を支配者とみなし、それを被支配者の視点から見た分析であると言えよう。しかしウェーバー官僚制論の理解において重要なのは、むしろ官僚がもつ、職務に忠実な被支配者としての性格である。

支配の三つの純粹類型について、それぞれの服従の形態を比較してみよう。まず伝統的支配の場合は、神聖な伝統や伝統的秩序によって権威づけられたヘル「個人 (Person)」に対する個人的 (persönlich) な「恭順 (Pietät)」あるいは「誠実 (Treue)」に基づく服従である。一方カリスマの支配の場合、非日常的な天与の資質を備えているとされる「ヘル個人」に対する個人的な「帰依 (Hingabe)」または「信仰 (Glaube)」による服従である。[RSL. S. 272] これら二類型は全く個人的 persönlich な関係、すなわち被支配者の服従がヘル Person に向けられた関係である。これら二類型に対し、合法的支配においては「合法的に制定された物象的、脱

個人的な秩序」あるいは規則の体系に対して服従がなされる [WuG. S. 124]。一個の Person に帰さるべきヘルは存在せず、上司への服従は、「彼自身もまた脱個人的秩序に服従して」いるという観念に基づいている。この様にヘルとの個人的な関係の存在しない支配をもって、ウェーバーは「物象的な」「脱個人的な」と形容している。

こうした言葉遣いはカリスマの日常化に関する考察で、その一つの形態をカリスマの「物象化」と呼ぶことに特徴的に表れている。ウェーバーは「支配の諸類型」において「官職カリスマ」を特に「カリスマの物象化」と呼ぶが、これはカリスマ的資質の保有を、ある官職そのものの保有と結び付ける考え方である。ローマカトリック教会におけるこうした方法は、「純粹に個人的な、個人 (Person) の証しに付着するカリスマ的召命を、呪術的行為によって官職階層制の一員として雇われたすべての人に失われることなく付着する、官職機構の担い手たる個人の価値を顧慮せずに (ohne Ansehen des Werts der Person) 官職機構を聖化するような、カリスマ的能力に、物象化し転化する最も徹底した形式である」

る」 [WuG. S. 675] とされる。支配を成立させる論理が、一個の Person に固着することから解放され、「官職」同士の相互関係による支配へと変化して行く。これをウェーバーは物象化と呼んでいるのである。

もちろん官僚制的支配においては支配—服従関係の「物象性」は貫徹されており、また経済の領域、すなわち株式会社内部での支配—服従関係にもこれはそのまま当てはまる [SSP. S. 27]。さらに教権制的支配に関する記述の中では、それが資本主義に対して「深刻な反感」 [vgl. WG. S. 305] を示すものとされ、その理由として「資本の支配 (Kapitalherrschaft)」のもつ「脱個人性」がこれを倫理的に規制することを不可能ならしめることが挙げられている。個人的な関係である伝統的支配における支配—服従関係とは異なり、「資本の支配」においては、支配者の態度であれ被支配者の態度であれそれが「物象的な」すなわち「無倫理的な」考慮のみに基づくものであるため、彼らに倫理的な要請を提出することはできないのである。この『ヘルなき奴隷制』は、ただ制度としてのみ倫理的な論議の対象となりうるにすぎず、それはそこでの関係が、「脱個人的物象的な目

的に対する『奉仕 (Dienst)』という性格をもっている」ことによるものである [WuG. S. 708f.]。

こうした脱個人的な支配構造を成立させる被支配者側の態度として「恭順」や「帰依」に代え、「官職義務 (Amtspflicht)」あるいは「天職 (Beruf)」なる表現が用いられる。官僚制的支配においては「物象的な『官職義務』への脱個人的な繫縛が、その決定的な特徴をなしている」[RSI. S. 272] とされ、また官職とは「唯一のまたは主たる」「天職である」とされ、いずれにせよ「義務」という色彩を帯びている。ウェーバーの用いる「天職」概念は、「脱個人的な」支配秩序内での服従原理を表すために準備されたものと考えてよいだろう。

官僚の職務が「義務」であるというのは、それが高度の専門性を備えていることの帰結でもある。官僚は専門的な訓練を受けており、官職ヒエラルヒーの内部で規則によって明確に区分された専門的「権限」範囲内で職務を遂行する。彼は「休みなく動き続ける機構の中の、専門化された任務を委ねられた個々の一部分にすぎず」、「この機構に組み入れられた全職員の利害共同体にしっかりと結び付けられて」おり、個々の官僚は、彼が編入

されている「装置」から脱することはできなく [WuG. S. 570] のである。「専門人 (Fachmensch)」と「天職人 (Berufsmensch)」という二つの語はここで意味の一致をみるが、これが所謂「合理主義」と密接に関わりを持つことは言うまでもなく [vgl. WuG. S. 576]。

官僚制的支配の構造は、専門的に分業された職務を合理的・計画的に総合したものであり、それゆえに「事実上不壊に近い形態」であるとされる。しかしより重要なのは、官僚制のこうした永続的性格が、まさにこの支配形態がもつ「脱個人性」のゆえにもたらされるという点である。ひとたび合理的に組織された官僚機構は、それが一切支配者の Person を顧慮しないという性格をもつため、いかなる権力の下でも合目的な機能を自己運動的に遂行し続けるのである。ビスマルク政権下で整備されたドイツの官僚機構が、一八九〇年の彼の隠退にもかかわらず、有能な政治指導者不在のままなおその機能を保持したという事実、ウェーバーはこの点に度々言及する。ウェーバーは官僚制を「隷従の容器」[PS. S. 332] と呼びながらもその必要性和不可避性を認め、それを統御する指導者の出現に期待するのである。

最後に、「物象性」と禁欲的プロテスタンティズムとの関係について考察することにしよう。それに先立ってもう一度冒頭で掲げたゲゼルシャフト関係の三つの類型を想起されたい。類型(c)では(プロテスタンティズムの?)セクテが挙げられ、「ただ“Sache”に奉仕しようとする」と形容されているのである。

4 宗教社会学と物象化

先に分析した「天職」概念が、『倫理』論文において中心的な意義をもつものであることは言うまでもない。官僚制的支配の脱個人性をめぐる様々な問題に対し、『倫理』論文は(少なくともウェーバーにとって)何らかの前提をなしている。「支配の社会学」章には次のように記されている。「……『世俗内的禁欲』は、その全体として、資本主義(および官僚性)が必要とするような『天職人』を養成しかつ賛美する、という方向に働く生活内容がPersonではなく『物象的な』合理的目的に向けられ、……」[WuG. S. 719]

「物象化」とプロテスタンティズムとの関係については、『世界宗教の経済倫理・中間考察』に若干の記述が

ある。『中間考察』で論じられている基本的な図式は、「現世と宗教の間の緊張関係」である。一方では救済宗教が儀礼主義から『心情的宗教性』へと昇華されてゆき、他方では『現世的』諸財の外的・内的な所有⁽⁶⁾および人間の関係が合理化され昇華されてゆく。こうすると双方の領域における「内的な自己法則性(imnere Eigengesetzlichkeit)」を否定なしに一貫した形で意識させ」[RSt. S. 541]、領域間に緊張関係が生ずるのである。

救済宗教は「教团的宗教性」を生み出し、共同体を作る。するとこの共同体の内部では宗教的「同胞倫理(Brüderlichkeitsethik)」を展開することになる。この倫理はさしあたって「近隣団体」における対内道德と対外道德の二重倫理を単純に受け入れるという形でおこなわれる。先に述べた恭順の原理である。教团的宗教性は、対内道德すなわち緊急扶助の義務(無利子の貸付、有産者による扶助等)や交換における駆け引きをしないこと等、「古い経済的な近隣倫理を信仰上の同胞の間の関係に転用した」[S. 543]のである。これは中世カトリック教会の教会法における利子禁止の規定、公正価格の設定等を念頭においての記述であろう⁽⁶⁾ [WuG. S. 705]。

この同胞意識は、現世の秩序や価値と絶えず衝突するようになる。緊張関係はまず救済宗教と経済の間に現れる。

「合理的な経済は物象的な経営であって、市場での人間相互の利害闘争の中で成立する貨幣価格に準拠する。貨幣価格での評価なしには、つまりそうした利害闘争なしには、どのような計算も不可能だからである。貨幣は、人間生活のなかでもっとも抽象的で『脱個人的』なものである。そのために、近代の合理的資本主義経済の秩序 (Kosmos) は、それに内在する固有の法則性に従うようになればなるほど、宗教的な同胞倫理とはいかなる関係もちえないようになってくる。しかも、この秩序が合理的に、だから脱個人的になっていけばいくほど、ますますそうなるのである。というのは、ヘルと奴隷のあいだの関係は、個人的な関係であるからこそ、余すところなく倫理的に規制することができた。が、次々に変わる抵当証券の所有者と、同じく次々に変わる、彼らの知らぬ抵当銀行の債務者との関係は、その間になんらの個人的紐帯も存在しないから、それを——(中略)——規制することは不可能となる。に

も拘らず、あえて規制を試みようとするれば、その結果は、中国で見られたように形式合理性を妨げることになる。」[S. 54]

ここで「現世と宗教の間の緊張関係」として描かれている図式が、そのままゲゼルシャフト関係のもつ形式合理性や脱個人性と、ゲマインシャフト関係のもつ恭順原理との対比であることが解かるであろう。こうした緊張関係を回避する方法はただ二つしかないという。一つの方法はある種の「現世逃避」(「愛の無差別主義」)である。『中間考察』の内容からすれば、その次の章である『ヒンズー教と仏教』へ架橋する「現世逃避」のほうの問題となる。しかしここで重要なのはむしろもう一つの方法である。

「その一つは、ピューリタニズムにおける天職倫理のパラドクスである。これは、達人的宗教性として、愛の普遍主義を放棄してしまうもので、現世における一切の活動を神の意志——(中略)——への奉仕、また、恩恵の身分にあることの検証として、合理的に物象化し、従って現世のすべてとともに被造的な墮落の状態にあり無価値だとされる経済的

秩序 (Kosmos) の物象化をも、神の聖意にかなうもの、義務達成の素材として甘受した。——(中略)——こうした反同胞倫理的な立場は、真実のところ、もはや本来の『救済宗教』ではないであろう。』[S.545]

ピューリタニズムの緊張回避の方法は、同胞倫理・隣人愛という救済宗教にとって本質的な要素を事実上放棄してしまおうというものである。その代わり、彼らは自らの救いの為に、現世的秩序の物象化という道を選んだのである。他の宗教の経済倫理では、それが隣人愛の実践という使命をもつがゆえに、現世秩序の合理化という発展過程に対し、ある種反動的な勢力とならざるをえない。唯一禁欲的プロテスタンティズムのみがこうした緊張関係を脱し、個人的な諸関係を突破するという役割を果たしたというのである。また、これが『中間考察』の直前に位置する『儒教と道教』との対比としても語られているのは言うまでもない。儒教倫理は恭順原理を固守し、また専門人を嫌悪するという方向に向かうのである。

『倫理』論文には、プロテスタンティズムの倫理が隣人愛を事実上放棄するに至ったというその理由について、

カルヴィニズムの予定説の教義を根拠として説明する箇所がある。この「悲壮な非人間性をおびる教説」が信徒に与えたのは、何よりもまず「個々人の内面的孤独化」[Ps1.5.93]であったという。この孤独化は、一切の

被造物は完全に無価値であるとの教説と結び付き、感情的な、すなわち合理的でない対人関係は、容易に被造物神化ではないかとの疑いを受けることになる。神のみが支配すべきだという原則が貫かれ、権威への信仰は、それが聖書の内容に合致し、かつ「脱個人的なものである」場合にのみ許された。いわば神のみが信頼しうるかたで、人間による援助や友情には信頼をおくべきではないという「神への信頼の排他性」を形づくる。彼らにとって現世に定められたことは、ただ神の自己栄化への奉仕のみである。神は「生活の社会的構成」が職業労働を通して合理的に編成されるのを欲したまう。「しかもその際に、特有な物象的・脱個人的な性格を、つまり我々を取り巻く社会的秩序 (Kosmos) の合理的構成への奉仕、という性格を帯びるようになる」[S.101]。なぜなら、社会的秩序の構成と編成が、人類の「実益」すなわち全体の福祉に役立つ合目的なものであるため、神の

聖意にかなうものとされるのである。キリスト者にとつて「被造物神化と人間との個人的な関係への執着に関する激しい嫌悪が、このエネルギーをおのずから物象的（脱個人的）活動に向かわしめずにはおかなかったのだ」[S. 99]。

禁欲的プロテスタンティズムと物象化との関連は、同論文（一九〇四）以来先に指摘した『社会学の根本概念』（遺稿）の記述に至るまで、一貫して彼の認識枠組の基礎におかれた考え方と言わざるを得ない。禁欲的プロテスタンティズムの果たした歴史的役割は、「物象化」を中心にかんがりの広がりをもち、まさに「近代」のもつ——負の側面をも含む——エートスをトータルで体現したものと考えられるのである。「専門人」が表す悲劇的な個人モデルは、既にプロテスタンティズムのうちに体现されている。

5 結語

本論文は、ウェーバーの著者と目される二つの論文集、『宗教社会学論集』と『経済と社会』との間の接合点を見いだし、トータルで何らかの解釈を提示するという意

図の下で書かれている。両者は、一方は実証的な比較文化史研究、他方は歴史貫通的な理念型的範疇の類型論という全く異なった性格を有しており、加うるに、双方とも未完の著作であって、特に後者はその編集がウェーバーの遺志に沿ったものであるかは疑わしいとされている。こうした問題に対して筆者は、合理化の過程に際して

の「物象性」という観点、特に支配—服従関係の脱個人的性格に着目して両者の整理を試みた。ウェーバーは、明らかにこうした点と関連した形でプロテスタンティズムの倫理を位置付けており、その際決定的な点となるのが、この倫理がもつ隣人愛の放棄、恭順原理の突破という独自性である。禁欲的プロテスタンティズムの果たした歴史的役割とは、まさに伝統的支配秩序からの解放であり、近代個人主義の基礎の形成である [RSI. S. 95f, S. 235]。しかしこの「個人主義」なるもの、ウェーバーによればあくまで現世を超越した神への奉仕、すなわち「聖なる『ザック』」[RSI. S. 523] への奉仕に基づく「個人主義」なのである。この時点で、解放された個人はすでに神の支配秩序、すなわち現世的な支配秩序に組み込まれているのである。

(1) ウェーバーの合理化論について論じた研究は既に膨大な数に上るであろうが、ここでは研究史的に無視することのできない、Tenbruck [1975] と Schuchter [1979] の二つを紹介しておこう。テンブルックは「作品史」的手法を用いることによってウェーバー自身の構想を明らかにすることを目指し、特に後期ウェーバーに独自の論理である宗教史的な「脱呪術化」の過程を合理化過程の核に置くという解釈を行っている。テンブルックを批判するシュルフターは、ウェーバーに依拠しつつ独自に西洋の発展史理論を体系化する道を選び、ウェーバー解釈の枠をはるかに超えた彼の理論はすぐれて進化論的な色彩を持つものとなっている。

先行研究との比較における本研究の基本的立場を明らかにしておこう。まず第一点。我々はウェーバーのテキストから彼自身の問題関心ないし意図を完全な形で抽出できるとは思えないし、行うつもりもない。またウェーバーの意図を全く無視して、自身の理論の中に彼の理論を包摂してしまうようなこともしない。本研究が最終的に目指しているのは、我々に固有な現代的諸問題を説明するにあたって、ウェーバーの理論や概念装置がどこまで有効であるか、またどこから先がなお説明されるべき問題として残ってしまいかを確定することである。そのための前提として、彼の用いる様々な概念装置の説明能力の限界をテキストに即して——つまりできる限りウェーバーの意図に即して——確定することが本稿の課題である。第二点。ウェーバー自

身が「合理主義」概念の多義性を示唆している以上、「合理化」の内容の一義的確定は断念し、あくまで「物象化」という側面にしぼってその意味の限界を確定する。

物象化については前掲のシュルフター [1979] が若干論じている他は、中野 [1983]、姜 [1986] が主題的にこれを扱い、成果を上げている。中野はウェーバーの社会科学方法論の詳細な読解を通して「人格性」概念の重要性を導き出し、「近代ヨーロッパ的人格」の問題性が、「比較文化史的視座」の中で物象性との対抗で論じられていることを明らかにしている。姜は、特に古代ユダヤ教以下の宗教社会学の文脈で、「脱自然」、「脱呪術化」、「意味喪失」といった近代の時代診断との関連の中で物象化(「事象化」)を位置づけることに成功している。

常に自らの用いる範疇を厳密に定義するウェーバーにあっても、「物象化」概念はそれが彼にとってはいかに明白な説明の道具であったためか、どこにもその定義は存在しない。物象化概念はその全体像を把握して初めてその説明能力の限界が解かるのであり、それなくして個々のテキスト解釈に本概念を適用するのは、慎重にならなければならない。

(2) ウェーバーの著作からの引用と参照指示は、以下の略号をもって行う。

WuG.: Wirtschaft und Gesellschaft, 5. rev. Aufl. J. C. B. Mohr, Tübingen, 1985.

RSL.: Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie

Bd. 1, Tübingen, 1920.

WL.: Gesamelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 6. Aufl., Tübingen, 1985.

WG.: Wirtschaftsgeschichte, 5. Aufl. Dunker und Hum-bolt, Berlin, 1991.

PS.: Gesamelte Politische Schriften, 4. Aufl. J. C. B. Mohr, Tübingen, 1980.

SSP.: Gesamelte Aufsätze zur Soziologie und Sozial-politik, Tübingen, 1924.

(c) 『経済と社会』の編集問題についてはテンブルック (Tenbruck [1977]) 以下、活発な議論が展開されている。参照すべきものとしては W. Schluchter『Wirtschaft und Gesellschaft《Das Ende eines Mythos》(Schluchter [1988] 所収) や折原 [1988], [1992] 等一連の論文がある。

(4) 『理解社会学のカテゴリー』における“Vergesellschaftung”概念の第一の意味は、あくまで個々の場面においてそれぞれゲゼルシャフト関係を取り結ぶ(例えば協定によって目的結社をつくる)といった意味であると考えられる。もちろん『経済と社会』においてもこうした用法は数多くある。ただ筆者が注目したいのは、既に挙げた引用箇所にあるように、この語が「物象化」や「合理化」といった語とともに用いられる場合等、いわば「社会全般にわたる」ゲゼルシャフト形成、といったニュアンス(広義のゲゼルシャフト形成」と呼ぶことにしよう)が読み取れる

箇所であり、この場合には『理解社会学のカテゴリー』の範疇構成を越える可能性があるのではないか、という点である。さらに議論を先取りするならば、この引用箇所と同じ節に「市場ゲゼルシャフト関係」なる語が見られる[WuG, S. 198]のものの可能性を示唆するものと考えられる。“Vergesellschaftung”が単に目的結社をつくるというだけの意味するのなら、禁欲的プロテスタンティズムのみがこれをなし得たという説明は成り立たない。物象化とゲゼルシャフト形成が併置される箇所は他にも WuG, S. 334 がある。また vgl. S. 353。

(5) 『経済と社会』の旧稿(現行版第二部)の構成を正確に表していると言われる、一九一四年のいわゆる「オリジナル・プラン」では、この章の表題は「市場ゲマインシャフト関係」となっており(vgl. Schluchter [1988] Bd. 2, S. 591)、またマリアンネ版(1-3版)では単に「市場」となっている。

(6) 「社会学・経済学における『価値自由』の意味」は、はじめ社会政策学会の討議用資料として一九一三年に配布されたものをもとに、一九一七年に改訂を施して発表したものである。vgl. Baungarten [1964] S. 138

(7) ここまででは、依然なぜ『根本概念』において「諒解」なる範疇が消えるかの十分な説明にはなっていないだろう。これは、他者の行動についての「予想(Erwartung)」に準拠して行われるという「目的合理的行為」において、「予想」そのものが何に準拠するのか、あるいは

それを観察者はいかにして知りうるのか、という問題である。これについてウェーバーはそれぞれの著作で微妙に異なる説明をしているが、結局『根本概念』では説明そのものを放棄しているように思われる。以下の四箇所を比較されたい。(a) WL. S. 334, (b) WL. S. 458, (c) WuG. S. 192f. (d) WuG. S. 15° 詳しい考察は別の機会にゆずる。

(8) 「近代の合理的な経営管理における物象的な利害は、処分力の所有者もしくは所有者たちの個人的な利害と一致することは決してなく、両者はしばしば対立しあう。まさにこのことが、『家計』と『経営』の原理的な分離を意味し……」 [WuG. S. 53]

(9) 利子禁止の問題は、必ずカトリック教会および古代ユダヤ教の経済倫理と結び付けて語られる [vgl. WuG. S. 710]。特にカトリックの倫理は一切の資本主義的衝動に対して嫌悪感を示し、またルター派もこれを継承するものとされる [WuG. S. 305]。プロテスタントニズムについては明快に書かれた記述はなく、例えば「利子禁止の有無がほかならぬカトリシズムと宗教改革の倫理を分かち決定的な相違点などと頭から前提してかかるとは、全くひどい話だ」 [RSI. S. 56] とも書かれている。ただ、利子の取得をはじめて正当化したのが、「一七世紀のカルヴィニズムの指導者である『クラウディウス・サルマシウスである』と度々ウェーバーは指摘している [ibid., WuG. S. 237, WuG. S. 385, S. 711]。また公正価格については、自由な市場競争によらない価格への非難が、『ピューリタニズムの影響

をうけたアングロサクソン世界全体において」影響を残しているという [WuG. S. 501]。

参考文献

- Baumgarten, Eduard [1964]: Max Weber. Werk und Person, Tübingen.
- Schluchter, Wolfgang [1979]: Die Entwicklung des okzidentalen Rationalismus, Tübingen.
- [1988]: Religion und Lebensführung, Frankfurt a. M.
- Tenbruck, Friedrich [1975]: Das Werk Max Webers, in: Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie 11, S. 573-690.
- [1977]: Abschied von "Wirtschaft und Gesellschaft", in: Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft 133, S. 703-736.
- 姜尚中 [1986]: 『マックス・ウェーバーと近代——合理化論のプロブレマティク』御茶の水書房
- 中野敏男 [1983]: 『マックス・ウェーバーと現代(比較文化的視座)と(物象化としての合理化)』三一書房
- 折原 浩 [1988]: 『マックス・ウェーバー基礎研究序説』未來社
- [1992]: 『経済と社会』の再構成へ向けて——客観的指標のむくみ・前後参照指示のネットワークとその信頼性『思想』No. 815, pp. 111-132.